

療養（補償）給付

労働者が、業務、または通勤が原因で負傷したり、疾病にかかって療養を必要とする場合には、この傷病が「治癒」※するまでの間、療養補償給付（業務災害の場合）、または療養給付（通勤災害の場合）が支給されます。

給付の内容

療養（補償）給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。

- 「療養の給付」は、労災病院や労災保険指定医療機関・薬局など（以下「指定医療機関」）で、無料で治療や薬剤の支給を受けられる現物給付です。
- 「療養の費用の支給」は、近くに指定医療機関がないなどの理由で、指定医療機関以外の医療機関や薬局などで療養を受けた場合に、その療養にかかった費用を支給する現金給付です。

給付の対象となる療養の範囲や期間はどちらも同じです。

療養（補償）給付は、治療費、入院料、移送費など通常療養のために必要なものが含まれ、傷病が治癒（症状固定）するまで行われます。

◇ 「治癒」とは

身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療（※1）を行ってもその医療効果が期待できなくなった状態（※2）（「症状固定」の状態）をいいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法などの治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など、症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断されるときには、労災保険では「治癒」（症状固定）と判断し、療養（補償）給付を支給しないこととしています。

（※1）「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲（基本的には、健康保険に準拠）として認められたものをいいます。したがって、実験段階、または研究的過程にあるような治疗方法は、ここにいう医療には含まれません。

（※2）「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

請求の手続

●療養の給付を請求する場合

療養を受けている指定医療機関を経由して、所轄の労働基準監督署長に、療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)、または療養給付たる療養の給付請求書(様式第16号の3)を提出してください。

●療養の費用を請求する場合

所轄の労働基準監督署長に、療養補償給付たる療養の費用請求書(様式第7号)、または療養給付たる療養の費用請求書(様式第16号の5)を提出してください。

なお、薬局から薬剤の支給を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(2)を、柔道整復師から手当を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(3)を、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(4)を、訪問看護事業者から訪問看護を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(5)を提出してください。

●指定医療機関を変更するとき

すでに指定医療機関で療養の給付を受けている方が、帰郷などの理由で他の指定医療機関に変更するときは、変更後の指定医療機関を経由して所轄の労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第6号)、または「療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等変更届」(様式第16号の4)を提出してください。

通院費について

通院費については、傷病労働者の居住地、または勤務先から、原則片道2km以上^{※1}の通院であって、次の①から③のいずれかに該当する場合に支給対象となります。

- ① 同一市町村内の適切な医療機関^{※2}へ通院したとき。
- ② 同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき(同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいときなども含む)。
- ③ 同一市町村内、隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を越えた最寄りの医療機関へ通院したとき。

※1 片道2km未満でも、通院費の支給対象となる場合があります。

※2 適切な医療機関とは、傷病の診療に適した医療機関をいいます。

時効

療養の給付については、現物給付であることから、請求権の時効は問題とはなりませんが、療養の費用は、費用の支出が確定した日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅することとなりますのでご注意ください。

休業（補償）給付

労働者が、業務上の事由、または通勤による負傷や疾病による療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていないとき、休業補償給付（業務災害の場合）、または休業給付（通勤災害の場合）が休業4日目から支給されます。

給付の内容

次の3つの要件を満たす場合に、休業4日目から、休業（補償）給付と休業特別支給金が支給されます。

- ① 業務上の事由、または通勤による負傷や疾病による療養のため、
- ② 労働することができないため、
- ③ 賃金を受けていない

支給額は次のとおりです。

- ・休業（補償）給付＝（給付基礎日額の60%）×休業日数
- ・休業特別支給金＝（給付基礎日額の20%）×休業日数

休業の初日から3日目までを待期期間といい、この間は業務災害の場合、事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行うこととなります。

また、通院のため、労働者が所定労働時間の一部についてのみ労働した場合は、給付基礎日額からその労働に対して支払われる賃金の額を控除した額の60%に当たる額が支給されます。

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、「休業補償給付支給請求書」（様式第8号）または「休業給付支給請求書」（様式第16号の6）を提出してください。

時効

休業（補償）給付は、療養のため労働することができないため賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

傷病（補償）年金

業務上の事由や通勤による負傷、疾病の療養開始後、1年6か月を経過した日、またはその日以後、次の要件に該当するときに、傷病補償年金（業務災害の場合）または傷病年金（通勤災害の場合）が支給されます。

- (1) その負傷、または疾病が治っていないこと
- (2) その負傷、または疾病による障害の程度が傷病等級表の傷病等級に該当すること

給付の内容

傷病等級に応じて、傷病（補償）年金、傷病特別支給金及び傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	" 277日分	107万円	" 277日分
第3級	" 245日分	100万円	" 245日分

年金の支払月

傷病（補償）年金は、上記の(1)、(2)の支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前2か月分が支払われます。

※ 傷病等級が第1級の方、または第2級の胸腹部臓器、精神・神経の障害を有している方が、現に介護を受けている場合は、介護（補償）給付を受給することができます。（→P32）

請求の手続

傷病（補償）年金の支給・不支給の決定は、所轄の労働基準監督署長の職権によって行われますので、請求手続きは必要ありませんが、療養開始後1年6か月を経過しても傷病が治っていないときは、その後1か月以内に「傷病の状態等に関する届」（様式第16号の2）を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。

障害（補償）給付

業務上の事由、または通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合には、障害補償給付（業務災害の場合）、または障害給付（通勤災害の場合）が支給されます。

給付の内容

残存障害が、障害等級表に掲げる障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じて、それぞれ下記のとおり支給されます。

- 障害等級第1級から第7級に該当するとき
障害（補償）年金、障害特別支給金、障害特別年金
- 障害等級第8級から第14級に該当するとき
障害（補償）一時金、障害特別支給金、障害特別一時金

障害等級	障害（補償）給付		障害特別支給金（※）		障害特別年金		障害特別一時金	
	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円	年金	算定基礎日額の313日分	一時金	算定基礎日額の503日分
第1級	〃	〃 277日分	〃	320万円	〃	〃 277日分		
第2級	〃	〃 245日分	〃	300万円	〃	〃 245日分		
第3級	〃	〃 213日分	〃	264万円	〃	〃 213日分		
第4級	〃	〃 184日分	〃	225万円	〃	〃 184日分		
第5級	〃	〃 156日分	〃	192万円	〃	〃 156日分		
第6級	〃	〃 131日分	〃	159万円	〃	〃 131日分		
第7級	一時金	〃 503日分	〃 65万円				一時金	算定基礎日額の503日分
第8級	〃	〃 391日分	〃 50万円				〃	〃 391日分
第9級	〃	〃 302日分	〃 39万円				〃	〃 302日分
第10級	〃	〃 223日分	〃 29万円				〃	〃 223日分
第11級	〃	〃 156日分	〃 20万円				〃	〃 156日分
第12級	〃	〃 101日分	〃 14万円				〃	〃 101日分
第13級	〃	〃 56日分	〃 8万円				〃	〃 56日分
第14級								

※ 同一の災害により、既に傷病特別支給金を受けた場合は、その差額となります。

※ 障害等級が第1級の方、または第2級の胸腹部臓器、精神・神経の障害を有している方が、現に介護を受けている場合は、介護（補償）給付を受給することができます。（→P32）

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、「障害補償給付支給請求書」（様式第10号）または「障害給付支給請求書」（様式第16号の7）を提出してください。

時効

障害（補償）給付は、傷病が治った日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

障 害 等 級 表

労働者災害補償保険法施行規則

別表第一 障害等級表

障害等級	給付の内容	身体障害	障害等級	給付の内容	身体障害
第1級	当該障害の存する期間 1年につき 給付基礎日額の 313日分	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両下肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	第4級	同 213日分	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの
第2級	同 277日分	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	第5級	同 184日分	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの
第3級	同 245日分	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	第6級	同 156日分	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話

障害等級	給付の内容	身体障害	障害等級	給付の内容	身体障害
		<p>声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの</p>	第8級	給付基礎日額の503日分	<p>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したるもの</p> <p>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>8 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第7級	同 131日分	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 削除</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側のこう丸を失ったもの</p>	第9級	同 391日分	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの</p> <p>7 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服すること</p>

障害等級	給付の内容	身体障害	障害等級	給付の内容	身体障害
		<p>ができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服する</p> <p>ことができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>11 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>12 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	第11級	同 223日分	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 せき柱に変形を残すもの</p> <p>6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>7 削除</p> <p>8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第10級	同 302日分	<p>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>1の2 正面視で複視を残すもの</p> <p>2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 削除</p> <p>6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	第12級	同 156日分	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>8の2 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の</p>

障害等級	給付の内容	身体障害	障害等級	給付の内容	身体障害
		足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがんこな神経症状を残すもの 13 削除 14 外貌に醜状を残すものの	第13級	同 101日分	10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第13級	同 101日分	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	第14級	同 56日分	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大ささの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大ささの醜いあとを残すもの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 削除

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの、又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

障害（補償）年金前払一時金

1回に限り、障害（補償）年金の前払いを受けることができます。

給付の内容

前払一時金の額は、障害等級に応じて定められている一定額の中から、希望するものを選択できます。

前払一時金が支給されると、障害（補償）年金は、各月分の額（1年を経過した以降の分は年5分の単利で割り引いた額）の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間、支給停止されます。

障害等級	前払一時金の額	
第1級	給付基礎日額の	200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、1,200日分、1,340日分
第2級	"	200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、1,190日分
第3級	"	200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、1,050日分
第4級	"	200日分、400日分、600日分、800日分、920日分
第5級	"	200日分、400日分、600日分、790日分
第6級	"	200日分、400日分、600日分、670日分
第7級	"	200日分、400日分、560日分

請求の手続

原則として、障害（補償）給付の請求と同時に、「障害補償年金・障害年金前払一時金請求書」（年金申請様式第10号）を、所轄の労働基準監督署長に提出してください。

ただし、年金の支給決定の通知のあった日の翌日から、1年以内であれば、障害（補償）年金を受けた後でも請求できます。この場合は、それぞれの障害等級に対応する最高限度額から、既に支給された年金の額を減じた額の範囲内で請求することになります。

時効

障害（補償）年金前払一時金は、傷病の治った日の翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

障害（補償）年金差額一時金

障害（補償）年金の受給権者が死亡したとき、既に支給された障害（補償）年金と障害（補償）年金前払一時金の合計額が障害等級に応じて定められている一定額に満たない場合には、遺族に対して、障害（補償）年金差額一時金が支給されます。

給付の内容

障害（補償）年金差額一時金は、障害等級に応じて定められている額から、既に支給された障害（補償）年金前払一時金の合計額を差し引いた額です。

障害特別年金についても、障害（補償）年金と同様に、差額一時金の制度があります。

障害等級	障害（補償）年金差額一時金	障害特別年金差額一時金
第1級	給付基礎日額の 1,340日分	算定基礎日額の 1,340日分
第2級	" 1,190日分	" 1,190日分
第3級	" 1,050日分	" 1,050日分
第4級	" 920日分	" 920日分
第5級	" 790日分	" 790日分
第6級	" 670日分	" 670日分
第7級	" 560日分	" 560日分

●障害（補償）年金差額一時金の支給を受けることができる遺族

障害（補償）年金差額一時金の支給を受けることができる遺族は、次の(1)または(2)に掲げる遺族で、支給を受けるべき順位は、次の(1)、(2)の順序[遺族の中では、それぞれ(1)、(2)に掲げる順序]となっています。

- (1)労働者の死亡当時その者と生計を同じくしていた配偶者[婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。(2)についても同じ]、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) (1)に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に障害補償年金差額一時金・障害年金差額一時金支給請求書(様式第37号の2)を提出してください。請求書には、次の書類を添付してください。

●提出に当たって必要な添付資料

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本又は抄本等の請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合	その事実を証明する書類
死亡労働者の収入によって生計を維持していた場合	その事実を証明する書類

※この他にも書類を提出していただく場合があります。

時効

障害(補償)年金差額一時金は、被災労働者の死亡した翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

遺族（補償）給付 葬祭料（葬祭給付）

労働者が、業務上の事由、または通勤により死亡したとき、その遺族に対して、遺族（補償）給付が支給されます。
また、葬祭を行う方に葬祭料（葬祭給付）が支給されます。

遺族（補償）給付には、「遺族（補償）年金」と「遺族（補償）一時金」の2種類があります。

遺族（補償）年金

遺族（補償）年金は、受給する資格を有する遺族（受給資格者）のうちの最先順位者（受給権者）に対して支給されます。

受給資格者

遺族（補償）年金の受給資格者となるのは、労働者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹ですが、妻以外の遺族については、労働者の死亡の当時に一定の高齢、または年少であるか、一定の障害の状態にあることが必要です。

なお、「労働者の死亡の当時、労働者の収入によって生計を維持していた」とは、もっぱら、または主として労働者の収入によって生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる「共稼ぎ」の場合もこれに含まれます。

受給権者となる順位は次のとおりです。

- ① 妻、または60歳以上か一定障害の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の子
- ③ 60歳以上か一定障害の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の孫
- ⑤ 60歳以上か一定障害の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか60歳以上、
または一定障害の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫
- ⑧ 55歳以上60歳未満の父母
- ⑨ 55歳以上60歳未満の祖父母
- ⑩ 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

※ 一定の障害とは、障害等級第5級以上の身体障害をいいます。

※ 配偶者の場合、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。

また、労働者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給資格者となります。

※ 最先順位者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります。

※ ⑦～⑩の55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹は、受給権者となっても、60歳になるまでは年金の支給は停止されます。

給付の内容

遺族の数などに応じて、遺族(補償)年金、遺族特別支給金、遺族特別年金が支給されます。なお、受給権者が2人以上いるときは、その額を等分した額がそれぞれの受給権者が受ける額となります。

遺族数	遺族(補償)年金	遺族特別支給金 (一時金)	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分 (ただし、55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合 は給付基礎日額の175日分)		算定基礎日額の153日分 (ただし、55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合 は算定基礎日額の175日分)
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	" 223日分		" 223日分
4人以上	" 245日分		" 245日分

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、遺族補償年金支給請求書(様式第12号)、または遺族年金支給請求書(様式第16号の8)を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族(補償)給付の請求と同時にを行うこととなっています。様式は、遺族(補償)給付と同じです。

●提出に当たって必要な添付書類 ※この他にも書類を提出していただく場合があります。

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	死亡診断書、死体検査書、検死調書又はそれらの記載事項証明書など、労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 戸籍の謄本、抄本など、請求人及び他の受給資格者と死亡労働者との身分関係を証明することができる書類 請求人及び他の受給資格者が死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
請求人又は他の受給資格者が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき	その事実を証明する書類
請求人及び他の受給資格者のうち一定の障害の状態にあることにより受給資格者となる者があるとき	診断書など労働者の死亡時から引き続き当該障害の状態にあることを証明することができる書類
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類
妻が障害の状態にある場合	診断書など、労働者の死亡の時以後障害の状態にあったこと及びその障害の状態が生じ又はその事情がなくなった時を証明することができる書類
同一の事由により、遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金等が支給される場合	支給額を証明することができる書類

時効

遺族(補償)年金は、被災労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

遺族（補償）一時金

（1）遺族（補償）一時金が支給される場合

次のいずれかの場合に支給されます。

- ① 労働者の死亡の当時、遺族（補償）年金を受ける遺族がない場合
- ② 遺族（補償）年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額及び遺族（補償）年金前払一時金（P29）の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

（2）受給権者

遺族（補償）一時金の受給権者は、次のうち最先順位にある方（②③については、子・父母・孫・祖父母の順序）で、同じ順位の方が2人以上いる場合は、全員が受給権者となります。

- ① 配偶者
- ② 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母
- ③ その他の子・父母・孫・祖父母
- ④ 兄弟姉妹

給付の内容

上記（1）の①の場合

給付基礎日額の1,000日分が支給されます。

また、遺族特別支給金として300万円が支給されるほか、遺族特別一時金として算定基礎日額の1,000日分が支給されます。

上記（1）の②の場合

給付基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族（補償）年金などの合計額を差し引いた差額が支給されます。

受給権者であった遺族の全員に対して支払われた遺族特別年金の合計額が算定基礎日額の1,000日分に達していないときは、遺族特別一時金として算定基礎日額の1,000日分とその合計額との差額が支給されます。（遺族特別支給金は支給されません）

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、遺族補償一時金支給請求書(様式第15号)、または遺族一時金支給請求書(様式第16号の9)を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族(補償)一時金の請求と同時に行うこととなっています。様式は、遺族(補償)一時金と同じです。

●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき	その事実を証明する書類
死亡労働者の収入によって生計を維持していた者である場合	その事実を証明する書類 事実を証明する書類
労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることのできる遺族がない場合	ア 死亡診断書、死体検案書、検死調書又はそれらの記載事項証明書など、労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 イ 戸籍の謄本、抄本など、請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
遺族補償年金の受給権者が最後順位者まで全て失権した時で、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額及び遺族(補償)年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合	上記イの書類

※この他にも書類を提出していただく場合があります。

時効

遺族(補償)一時金は、遺族(補償)年金の場合と同様に被災労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

遺族（補償）年金前払一時金

1回に限り、遺族（補償）年金の前払いを受けることができます。
また、若年停止により年金の支給が停止されている方も、前払いを受けることができます。

給付の内容

前払一時金の額は、給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分のなかから、希望する額を選択できます。

なお、前払一時金が支給されると、遺族（補償）年金は、各月分の額（1年を経過した以降の分は年5分の単利で割り引いた額）の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間、支給停止されます。

請求の手続

原則として、遺族（補償）年金の請求と同時に、遺族補償年金・遺族年金前払一時金請求書（年金申請様式第1号）を、所轄の労働基準監督署長に提出してください。

ただし、年金の支給決定の通知のあった日の翌日から、1年以内であれば、遺族（補償）年金を受けたあとでも請求することができます。この場合は、給付基礎日額の1000日分から、既に支給された年金の額の合計額を減じた額の範囲内で請求することになります。

時効

遺族（補償）年金前払一時金は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

遺族（補償）年金の受給権者が変わるとき（転給）

遺族（補償）年金の受給権者が、次の理由によって年金を受けられなくなったときは、次の順位の遺族が年金の支給を受けることになります。

- (1)死亡したとき
- (2)婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)したとき
- (3)直系血族、または直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む)となったとき
- (4)離縁によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき
- (5)子、孫、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したとき
(労働者の死亡の時から引き続き一定障害の状態にあるときを除く)
- (6)一定障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に遺族補償年金・遺族年金転給等請求書(様式第13号)を提出してください。

遺族特別年金の支給申請は、原則として転給の請求と同時に行うこととなっています。
様式は、転給等請求書と同じです。

●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本、抄本など、請求人及び請求人と生計を同じくしている他の受給資格者を死亡労働者との身分関係を証明することができる書類
請求人及び請求人と生計を同じくしている他の受給資格者のうち一定の障害の状態にあることにより受給資格者となる者があるとき	診断書など労働者の死亡時から引き続き当該障害の状態にあることを証明することができる書類
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類

※この他にも書類を提出していただく場合があります。

葬祭料（葬祭給付）

葬祭料（葬祭給付）の支給対象となる方は、必ずしも遺族とは限りませんが、通常は葬祭を行うにふさわしい遺族が該当します。

なお、葬祭を執り行う遺族がなく、社葬として死亡労働者の会社において葬祭を行った場合は、葬祭料（葬祭給付）はその会社に対して支給されます。

請求の内容

葬祭料（葬祭給付）の額は、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額です。この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分が支給額となります。

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、葬祭料請求書（様式第16号）、または葬祭給付請求書（様式第16号の10）を提出してください。

●請求にあたって必要な添付書類

死亡診断書、死体検案書、検視調書、またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実、死亡の年月日を証明することができる書類。

ただし、遺族（補償）給付の請求書を提出する際に添付してある場合には、必要ありません。

時効

葬祭料（葬祭給付）は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

介護（補償）給付

障害（補償）年金、または傷病（補償）年金の第1級の方すべてと、第2級の精神神経・胸腹部臓器の障害を有している方が、現に介護を受けている場合に、介護補償給付（業務災害の場合）、または介護給付（通勤災害の場合）が支給されます。

支給の要件

1 一定の障害の状態に該当すること

介護（補償）給付は、障害の状態に応じ、常時介護を要する状態と随時介護を要する状態に区分されます。常時介護、または随時介護を要する障害の状態は、次のとおりです。

該当する方の具体的な障害の状態	
常時介護	<p>① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、常時介護を要する状態に該当する方（障害等級第1級3・4号、傷病等級第1級1・2号）</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none">・両眼が失明するとともに、障害又は傷病等級第1級・第2級の障害を有する方・両上肢及び両下肢が亡失又は用廃の状態にある方 <p>など①と同程度の介護を要する状態である方</p>
随時介護	<p>① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、随時介護を要する状態に該当する方（障害等級第2級2号の2・2号の3、傷病等級第2級1・2号）</p> <p>② 障害等級第1級又は傷病等級第1級に該当する方で、常時介護を要する状態ではない方</p>

2 現に介護を受けていること

民間の有料の介護サービスや親族、友人・知人により、現に介護を受けていることが必要

3 病院、または診療所に入院していないこと

4 老人保健施設、障害者支援施設（生活介護を受けている場合に限る）、特別養護老人ホーム、原子爆弾被爆者特別養護ホームに入所していないこと

これらの施設に入所している場合は、施設において十分なサービスが提供されているものと考えられることから、支給対象とはなりません。

給付の内容

介護(補償)給付の支給額は、次のとおりです(令和2年3月1日現在)。

(1) 常時介護の場合

- ① 親族、または友人・知人の介護を受けていない場合には、介護の費用として支出した額
(上限165,150円)
- ② 親族、または友人・知人の介護を受けているとともに、
 - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として70,790円
 - イ 介護の費用を支出しており、その額が70,790円を下回る場合には、70,790円
 - ウ 介護の費用を支出しており、その額が70,790円を上回る場合には、その額
(上限165,150円)

(2) 隨時介護の場合

- ① 親族、または友人・知人の介護を受けていない場合には、介護の費用として支出した額
(上限82,580円)
- ② 親族、または友人・知人の介護を受けているとともに、
 - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として35,400円
 - イ 介護の費用を支出しており、その額が35,400円を下回る場合には、35,400円
 - ウ 介護の費用を支出しており、その額が35,400円を上回る場合には、その額
(上限82,580円)

● 月の途中から介護を開始した場合

- ① 介護費用を支払って介護を受けた場合は、上限額の範囲で介護費用が支給されます。
- ② 介護費用を支払わないので親族などから介護を受けた場合は、その月は支給されません。
(例) 10月途中から親族などにより介護を受けはじめた場合



※請求書の「請求対象年月」欄には、介護を開始した月(この例では10月分)についても記入してください。

請求の手続

介護(補償)給付を請求するときは、所轄の労働基準監督署長に、介護補償給付・介護給付支給請求書(様式第16号の2の2)を提出してください。

●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	該当する方の具体的な障害の状態
必ず添付するもの	医師又は歯科医師の診断書
介護の費用を支出している場合	費用を支出して介護を受けた日数及び費用の額を証明する書類

※この他にも書類を提出していただく場合があります。

傷病(補償)年金の受給者及び障害等級第1級3号・4号、または第2級2号の2・2号の3に該当する方は、診断書を添付する必要はありません。

また、継続して2回目以降の介護(補償)給付を請求するときにも、診断書は必要ありません。介護(補償)給付の請求は、1か月を単位として行いますが、3か月分をまとめて請求しても差し支えありません。

時効

介護(補償)給付は、介護を受けた月の翌月の1日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。